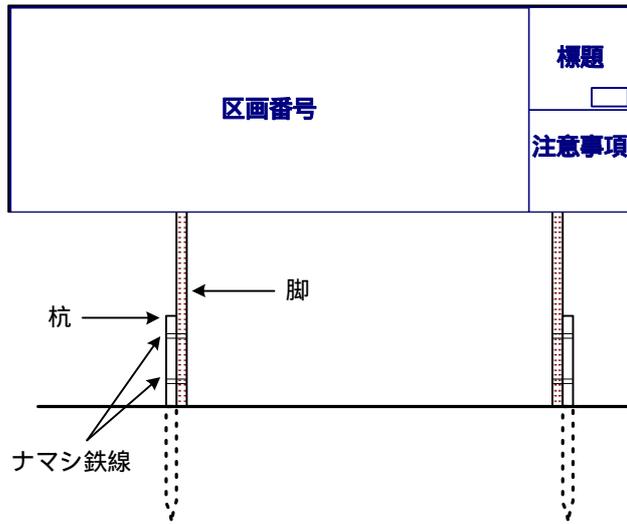


参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場の作製、設置及び撤去業務（安佐南区）仕様書

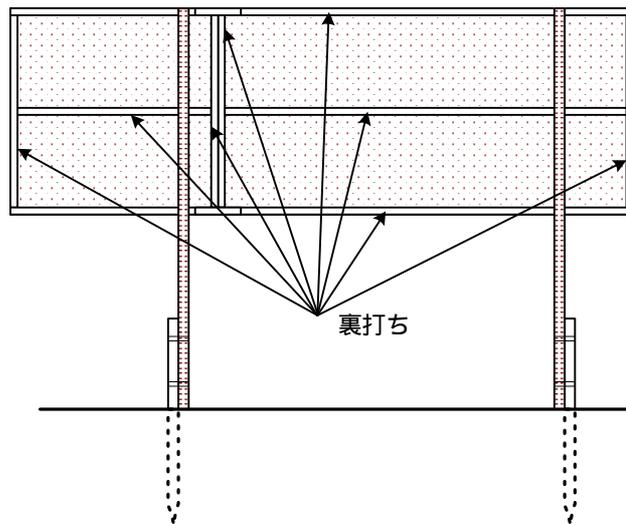
- 1 ポスター掲示場（以下、「掲示場」という。）の各部の名称は、別紙1のとおりとする。
- 2 掲示場の材質及び寸法等は、別紙2及び別添「ポスター掲示場の設計図」のとおりとする。
- 3 掲示場の数量は、別紙3のとおりとする。
- 4 掲示場の設置箇所及び掲示場の番号は、別添「ポスター掲示場設置場所一覧表」のとおりとする。ただし、設置開始までに設置箇所が変更されることもあり得るので、後記6の別紙5の1(3)のとおり、設置前に区選挙管理委員会事務局職員から設置場所について詳細な指示を受けること。
- 5 掲示板の印刷は、別紙4のとおりとする。
- 6 受注者の業務は、別紙5のとおりとする。
- 7 その他
この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、広島市選挙管理委員会事務局と受注者が協議して定めるものとする。
- 8 添付書類
ポスター掲示場の設計図
ポスター掲示場設置場所一覧表

ポスター掲示場の各部の名称 (10 区画)

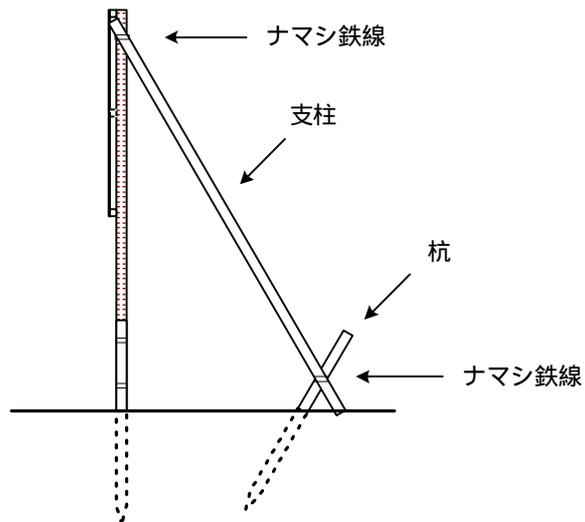
(正面図)



(裏面図)



(側面図)



ポスター掲示場の材質及び寸法等について

ポスター掲示場の材質及び寸法等は、別表のとおりとする。

【留意事項】

第1 掲示板について

- (1) 使用期間中は、風雨に耐えるものであること。
- (2) 掲示板として再生パルプ耐水ボード（グリーンマーク表示品）を使用する場合は、当該品が上下左右の側面から浸水しないものであること。
- (3) 掲示板としてPET樹脂再生ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、当該品が難燃性を有すること。
- (4) 掲示板としてポリプロピレン樹脂ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、遮光性を有するものであること。
- (5) 押しピン又は両面テープのどちらでもポスターを掲示することができるものであること。

第2 釘及び針金について

1 掲示板と掲示板の裏打ちタルキをとめる場合

- (1) 25 mm以上の釘を約 200 mm間隔で使用する。
- (2) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れないように、次のような防止策を施すこと。
 - ① ユニクロボード釘を使用し、釘の頭を塗装する。
 - ② メッキ処理した釘を使用する。
- (3) 裏打ちタルキ（横）を掲示板の中央に取り付ける場合は、区画番号の上下の区切線上に釘を打つことができる位置とすること。
- (4) 掲示板が釘の頭を抜けて落下するおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

2 掲示板の裏打ちと脚のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本使用し、脚1本につき2箇所以上でとめること。
- (2) 釘は60 mm以上のスクリーナー釘を使用し、掲示板側から脚側に向けて打つこと。掲示板が落下するおそれがある場合は、その防止策を施すこと。
- (3) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れるおそれがある場合は、メッキ処理したスクリーナー釘またはステンレススクリーナー釘を使用すること。
- (4) 掲示板の裏打ちと脚のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

3 掲示板の脚と支柱のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本以上使用し、かつ、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) 釘は70 mm以上のものを使用すること。接合箇所が外れるおそれがある場合は、スクリーナー釘を使用すること。
- (3) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。
- (4) 掲示板の脚と支柱のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

4 掲示板の脚と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

5 掲示板の支柱と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 支柱ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

- 6 接合には、釘の代わりにビスを使用してもよい。ただし、ビスの本数や接合箇所数は釘による場合と同じ数とし、接合部分が外れないよう釘を使用する場合と同等以上の強度を保つこと。また、錆による汚れ防止及び落下防止についても釘を使用する場合と同様の防止策を施すこと。
- 7 原則として上記1から6以外の方法による部材の接合は認めないが、これにより難しい場合は、受注者は、事前に区選挙管理委員会事務局に協議し、その承諾を得ること。

第3 掲示場の特別な設置方法について

1 掲示場をフェンスに直接とめる場合

- (1) 掲示場の脚ごとに、針金を使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) 針金は14番(2.0mm)以上のビニールコーティングしたものを使用すること。
- (3) フェンスを傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

2 掲示場をガードレール等に直接とめる場合

- (1) 掲示場はガードレール等の裏面側(車道等の反対側)に設置し、掲示板がビームに隠されない高さとする。ただし、裏面側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているため設置スペースの確保が困難な場合や設置作業に転落等の危険を伴うなどの場合において、表面側に設置しても交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
- (2) 掲示場の脚ごとに、ナマン鉄線を二重に使用してとめること。
- (3) ナマン鉄線は12番(2.6mm)以上のものを使用すること。
- (4) ガードレール等を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

3 掲示場をブロック塀に直接とめる場合

- (1) 木枠などを使用する場合は、掲示場の脚ごとにとめること。
- (2) 針金を使用する場合は、掲示場をブロック塀の内側に引っ張ってとめること。なお、針金は14番(2.0mm)以上のものを使用すること。
- (3) ブロック塀を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

4 上記以外の方法により掲示場を設置する必要が生じた場合、受注者は、区選挙管理委員会事務局に報告し、その指示する方法により設置すること。

第4 2枚以上の掲示板の接合について(該当する場合のみ)

- (1) 2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、掲示場に向かって右側(標題部分のある側)に横幅の大きい再生ボードを使用すること。その際、上下の位置をそろえて接合し、双方の掲示板印刷面に隙間及び段差を生じさせないこと。
- (2) 掲示板の接合には、55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、3箇所以上でとめること。
- (3) 接合箇所が外れるおそれがある場合は、双方の掲示板の裏打ちタルキの上下部分に、掲示板の接合部分から左右の位置が均等になるようつなぎをあて、それぞれ55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、2箇所以上でとめること。

(ポスター掲示場一箇所あたり)

区 分		参議院広島県選出議員選挙 (10区画)			備 考	
部 位	材 質	寸法等		数 量		
1 掲示板	PET樹脂再生ボード (エコマーク認定品) 又は 再生パルプ耐水ボード (グリーンマーク表示品)	縦910mm 横1,820mm 厚3.0~4.0mm		1枚	掲示板の印刷面は白色とすること。(2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ白色であること。) 掲示板の表面又は裏面に、エコマーク認定品又はグリーンマーク表示品である旨の表示をすること。	
	又は ポリプロピレン樹脂ボード (エコマーク認定品) 又は 発注者が同等と認める リサイクル可能なもの	縦910mm 横910mm 厚3.0~4.0mm		1枚		
2 脚	平タルキ	(太さ) 45mm×45mm	(長さ) 1,770mm	2本		
3 杭	〃	〃	900mm	4本	長さは900~1,000mm可	
4 支柱	〃	〃	2,000mm	2本		
5 裏打ち	縦・側	〃	30mm×30mm	850mm	4本	太さは30mm×40mmも可 ただし、40mmの側を掲示板に接合すること。
	横・側	〃	〃	1,820mm	2本	
			〃	910mm	2本	
	横・中	〃	〃	1,760mm	1本	
			〃	850mm	1本	
6 つなぎ	横・側	〃	〃	200mm	2本	

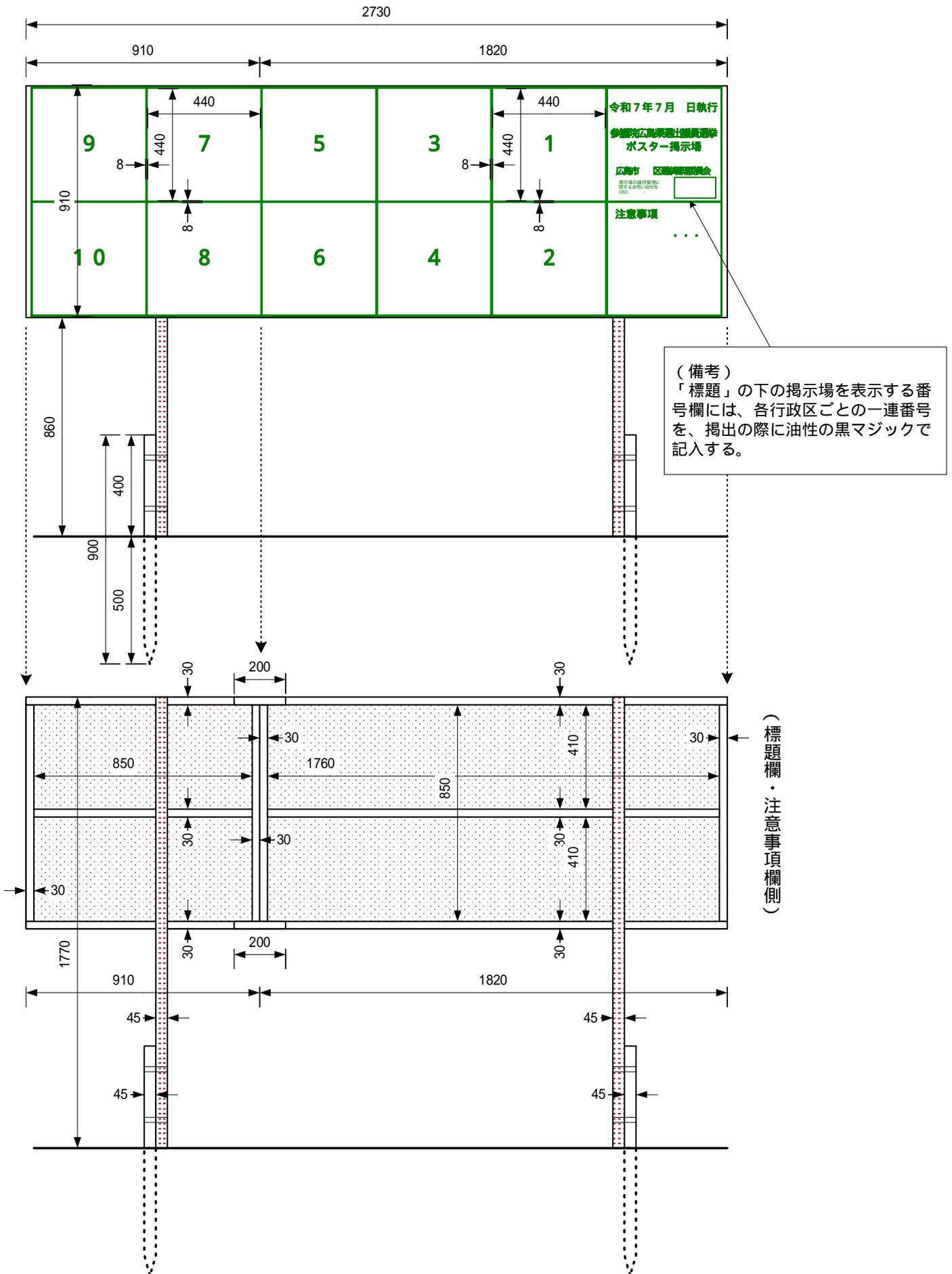
※ 6区画に4区画を追加する方式で設計し算出しているが、最初から10区画分として設計することも可【10区画の場合】

※ 別添「ポスター掲示場の設計図」を参照(設計図は標準の規格を記載している。)

ポスター掲示場の設計図

ポスター掲示場の設計図（10区画 正面図・裏面図）

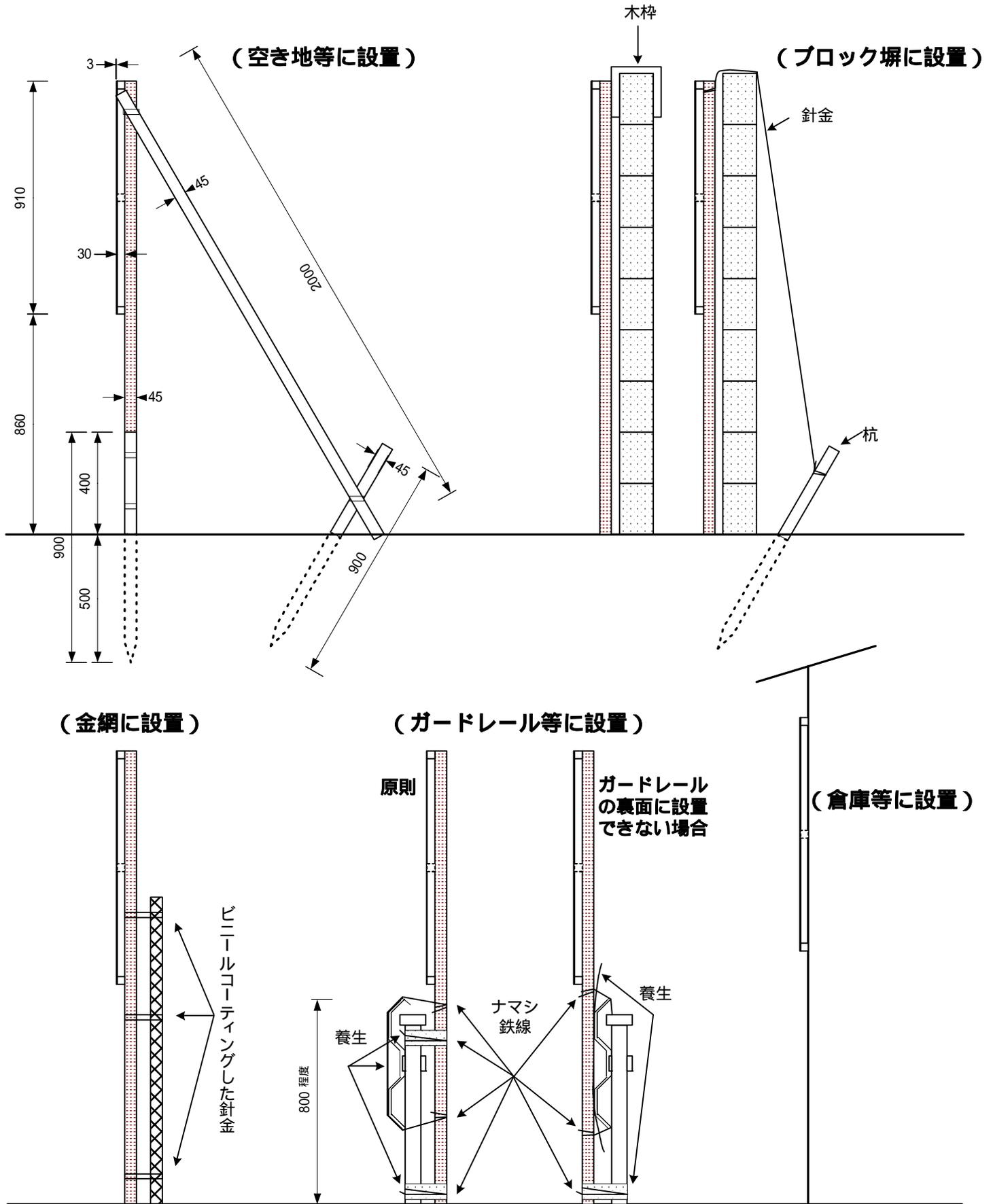
（単位 mm）



表示している大きさは、標準的なサイズである。

ポスター掲示場の設計図（側面図）

（単位 mm）



表示している設置方法は標準的なものである。
 掲示板の高さについては、掲示板が隠れないよう現況に合わせること。
 また、掲示場設置に当たっては、設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。

ポスター掲示場の数量

設置方法別の箇所数は、設置時の状況等により、多少の変動があります。
 (区全体の数は変わりません。)

区 分	設置箇所数	設置方法		
		①空き地等に設置し、支えがいる場合	②金網、ブロック塀等に設置し、支えがいない場合	③倉庫等の壁面等に直接取り付けられる場合
	箇所	箇所	箇所	箇所
安佐南区	308	28	280	0

ポスター掲示場設置場所一覧表

参議院議員通常選挙

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐南区

投票区名	設置場所			設置数	
川内	100	川内六丁目8番 城南中学校南側フェンス	101	川内六丁目36番 川内保育園フェンス	10
	103	川内五丁目12番 川内第一公園北側擬木柵	104	川内五丁目40番 川内小学校フェンス北	
	106	川内四丁目4番 安佐大橋西ガードパイプ	107	川内五丁目30番 ドラッグコスモスカわうち店向側ガードパイプ	
	109	川内一丁目17番 川内第四公園フェンス			
八木第一	120	八木町272番地1 鳴渡場集会所前フェンス			1
八木第二	130	八木八丁目6番 太田川橋バス停西側付近歩道フェンス	131	八木八丁目11番 カルチェ石丸前ガードレール	8
	133	八木六丁目10番 別所歩道橋西側ガードレール	134	八木九丁目19番 八木小学校プールフェンス	
	136	八木九丁目20番 八木児童館横フェンス	137	八木六丁目6番 クローバー電工(株)東側水路フェンス	
八木第三	140	八木四丁目28番 ディアメゾン八木駐車場北側ガードレール	141	八木四丁目7番 梅林県営住宅南ガードレール	6
	143	八木三丁目3番 梅林小学校西側フェンス	144	八木二丁目3番 高瀬大橋北バス停西側歩道フェンス	
緑井第一	150	緑井八丁目4番 コーポ為広西側ガードレール	151	緑井六丁目14番 中国電力(株)資材置場フェンス	7
	153	緑井六丁目29番 佐東出張所前	154	緑井六丁目37番 松原公園フェンス	
	156	緑井四丁目34番 専蔵坊駐車場フェンス			
緑井第二	160	緑井四丁目13番 緑井第七公園フェンス	161	緑井四丁目31番 緑井小学校東側フェンス	10
	163	緑井二丁目20番 緑井第二公園フェンス	164	緑井五丁目17番 緑井第五公園横ガードパイプ	
	166	緑井一丁目29番 緑井第四公園北側フェンス	167	緑井二丁目6番 緑井第一公園フェンス	
	169	緑井三丁目3番 緑井公園東側入口フェンス			
安古市第一	300	東野二丁目22番 東野公民館入口コンクリート壁	301	東野二丁目20番 東野集会所前ガードレール	5
	303	東野二丁目4番 須磨宅裏	304	東野三丁目5番 井手本宅前ガードレール	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐南区

投票区名	設置場所			設置数			
安古市第二	310	中筋四丁目14番 中筋一丁目交差点東側フェンス	311	中筋二丁目6番 アストラムライン中筋駅東側植込み	7		
	313	中筋一丁目6番 中筋バオバブ1前ガードレール	314	中筋一丁目4番 中筋会館前広場		315	中筋三丁目31番 中筋幼稚園正門横フェンス
	316	中筋一丁目10番 髪コウジ森島理容前ガードレール					
安古市第三	320	中須一丁目3番 アストラムライン古市駅南駐輪場フェンス	321	古市二丁目28番 古市集会所前フェンス	322	古市一丁目39番 古市第一公園フェンス	8
	323	古市二丁目21番 古市小学校正門前歩道ガードパイプ	324	古市二丁目16番 旧古市幼稚園フェンス	325	古市一丁目36番 安佐南区役所前駐輪場ガードパイプ	
	326	古市一丁目33番 安佐南区役所東側歩道フェンス	327	古市三丁目32番 JR古市橋駅前フェンス			
安古市第四	330	中須二丁目16番 安川大橋北土手歩道フェンス	331	中須一丁目9番 中須一丁目交差点山中宅前フェンス	332	大町東二丁目6番 大町バスターミナル北側道路フェンス	8
	333	古市三丁目23番 古市公民館駐車場フェンス	334	古市四丁目2番 古市橋踏切西側歩道フェンス	335	大町西一丁目13番 ドラッグセガミ大町店向ガードレール	
	336	大町西二丁目38番 児童公園フェンス	337	大町西一丁目16番 大町児童館フェンス			
安古市第五	340	大町西二丁目23番 大町公園フェンス	341	大町東三丁目8番 大町保育園裏門横フェンス	342	大町東三丁目6番 大町東第二公園南側入口フェンス	7
	343	大町東三丁目13番 旧安佐勤労青少年ホーム向かいフェンス	344	大町東三丁目27番 大町橋南詰歩道フェンス	345	大町東四丁目1番 安佐中学校正門北側歩道フェンス	
	346	大町西三丁目3番 安小峠バス停横歩道フェンス					
安古市第六	350	相田一丁目1番 ジョイブローバ前ガードフェンス	351	安東一丁目1番 生協ひろしま駐車場西側歩道フェンス	352	安東二丁目15番 広島豊平線沖田宅歩道フェンス	7
	353	安東一丁目8番 安東第一公園フェンス	354	安東二丁目16番 安東公民館前ガードレール	355	安東一丁目28番 安東小学校正門ガードレール	
	356	安東一丁目28番 安東小学校裏門フェンス					
安古市第七	360	相田一丁目10番 馬場眼科前ガードレール	361	相田四丁目7番 相田第八公園東側フェンス	362	相田三丁目10番 松ヶ丘公園フェンス	9
	363	相田三丁目39番 武田山団地ちびっ子広場フェンス	364	相田四丁目1番 フォーブル前歩道フェンス	365	相田四丁目2番 カツヤハウジング前ガードレール	
	366	上安一丁目5番 レディ薬局上安店前ガードレール	367	上安一丁目3番 上安公会堂前ガードレール	368	安東二丁目9番 アストラムライン安東駅南側フェンス	
安古市第八	370	上安二丁目23番 アストラムライン上安駅南側フェンス	371	上安二丁目47番 向ヶ丘団地入口フェンス	372	上安二丁目49番 中萩原バス停フェンス	10
	373	上安二丁目26番 安幼稚園入口フェンス	374	上安二丁目7番 安小学校正門横フェンス	375	上安二丁目7番 安小学校体育館前フェンス	
	376	高取南一丁目21番 高取第四公園フェンス	377	相田六丁目5番 谷村邸下ガードレール	378	相田六丁目15番 15番街区東側フェンス	
	379	相田六丁目15番 15番街区西側フェンス					

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐南区

投票区名	設置場所			設置数	
安古市第九	380	高取南二丁目1番 平和台団地第一処理場フェンス	381	長楽寺二丁目27番 安西中学校バス停フェンス	6
	383	高取南二丁目36番 平和台第二公園フェンス	384	高取南三丁目7番 平和台第五公園フェンス	
安古市第十	390	高取北一丁目40番 向ヶ丘公園フェンス	391	高取北一丁目22番 武内宅前歩道フェンス	8
	393	高取北二丁目5番 高取第一公園ガードレール	394	高取北四丁目17番 高取公園南側フェンス	
	396	長楽寺一丁目38番 葵之荘橋東詰フェンス	397	長楽寺一丁目61番 虹ヶ丘第二公園前ガードレール	
安古市第十一	400	上安六丁目28番 光ヶ丘団地入口バス停向いのガードレール	401	上安六丁目11番 光ヶ丘片山宅前ガードレール	6
	403	上安四丁目24番 緑ヶ丘東第二公園フェンス	404	上安五丁目21番 上安小学校体育館前ガードレール	
安古市第十二	410	毘沙門台四丁目19番 毘沙門台北第二公園ガードレール	411	毘沙門台三丁目1番 毘沙門台小学校正門前フェンス	7
	413	毘沙門台二丁目48番 毘沙門台集会所前ガードレール	414	毘沙門台二丁目29番 毘沙門台中第二公園フェンス	
	416	毘沙門台一丁目7番 アストラムライン毘沙門台駅南駐輪場フェンス			
安古市第十三	420	安東七丁目22番 広島中央グリーンハイツ集会所前フェン	421	安東七丁目8番 筒瀬第1調整池第2ポンプ所フェンス	4
	423	安東七丁目13番 グリーンハイツ公園フェンス			
安古市第十四	430	高取北一丁目4番 アストラムライン高取駅南側フェンス	431	高取北四丁目1番 高長集会所前ガードレール	7
	433	長楽寺一丁目14番 ふじが丘団地入口バス停フェンス	434	長楽寺一丁目16番 アストラムライン長楽寺駅南側フェンス	
	436	長楽寺三丁目8番 ふじが丘団地地下バス停フェンス			
安古市第十五	440	安東四丁目1番 和田宅前ガードパイプ	441	安東四丁目3番 弘徳団地入口バス停ガードフェンス	9
	443	安東四丁目44番 安東下第一公園前ガードレール	444	安東五丁目3番 井上宅前ガードレール	
	446	安東五丁目13番 安東上第五公園フェンス	447	安東五丁目20番 安東上第四公園フェンス	
			442	安東四丁目26番 安東下第二公園フェンス	
			445	安東五丁目4番 安東上第六公園前ガードレール	
			448	安東五丁目26番 安東上第二公園フェンス	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐南区

投票区名	設置場所		設置数
安古市第十六	450	相田七丁目6番 広沢宅前ガードレール	5
	453	相田七丁目50番 三嶋ガレージ駐車場向ガードパイプ	
祇園第一	451	相田七丁目21番 藤野宅前フェンス	5
	454	相田七丁目45番 深津宅前ガードレール	
祇園第二	600	祇園三丁目49番 祇園導正寺住宅入口植込み	9
	601	祇園三丁目18番 祇園第二公園フェンス	
祇園第三	602	祇園一丁目37番 八日市橋西詰北側ガードレール	11
	603	祇園二丁目43番 南下安第一公園フェンス前植込み	
祇園第四	610	祇園三丁目1番 祇園小学校正門北側黒フェンス	8
	611	祇園三丁目1番 祇園小学校裏門フェンス	
祇園第五	612	祇園二丁目13番 山口整形外科横バス停側フェンス	7
	613	祇園二丁目17番 祇園保育園入口北側フェンス	
祇園第六	614	祇園六丁目1番 コーナン広島祇園店北側出口ガードレール	8
	615	祇園六丁目18番 祇園六丁目交差点東側ガードレール	
安古市第十六	616	祇園八丁目1番 ダスキン祇園支店向の畑	11
	618	山本三丁目13番 山本小学校東側フェンス	
祇園第一	620	山本三丁目13番 山本小学校東側フェンス	8
	621	山本三丁目13番 山本小学校正門西側フェンス	
祇園第二	622	山本四丁目25番 県営西山本住宅前植込み	7
	623	山本九丁目4番 宮岡宅前歩道フェンス	
祇園第三	624	山本四丁目23番 山本四丁目バス停横ガードレール	8
	625	山本六丁目1番 小堀宅付近歩道フェンス	
祇園第四	626	山本七丁目3番 山本七丁目バス停前ガードパイプ	7
	627	長東六丁目10番 祇園西公民館前堤防ガードレール	
祇園第五	628	山本一丁目4番 デンファール祇園付近ガードレール	8
	629	山本九丁目1番 ハイム岡野前ガードレール	
祇園第六	632	長東四丁目10番 サービス付き高齢者向け住宅まどか前 ガードフェンス	7
	633	長東西一丁目18番 辰野ビル北側ガードレール	
安古市第十六	634	長東西二丁目9番 沓水長田橋下流西側土手ガードレール	8
	635	長東西一丁目1番 平原会館前ガードレール	
祇園第一	636	長東西三丁目2番 長東西集会所前ガードレール	7
	637	長東西二丁目19番 祇園が丘第一公園フェンス	
祇園第二	638	長東西三丁目5番 広島文化学園短期大学体育館前ガード	7
	639	長東五丁目40番 大師橋東側ガードフェンス	
祇園第三	640	長東五丁目26番 長東第一公園入口付近植込み	7
	641	長東三丁目21番 長東橋北東側ガードフェンス	
祇園第四	642	長東四丁目15番 長東小学校裏門西側フェンス	8
	643	長東三丁目47番向かい側 新庄橋北バス停フェンス	
祇園第五	644	長東二丁目1番 長東第四公園フェンス	7
	645	長東三丁目20番 長東郵便局前ガードパイプ	
祇園第六	646	西原二丁目36番 ちびっこ広場フェンス	8
	650	西原二丁目19番 原南小学校通用門横ガードレール	
安古市第十六	651	西原二丁目12番 シャープ広島支店東側ガードレール	8
	652	西原二丁目24番 セントラルメゾン祇園前ガードパイプ	
祇園第一	653	西原二丁目19番 原南小学校体育館前ガードレール	7
	654	西原一丁目13番 祇園公民館前フェンス	
祇園第二	655	西原二丁目6番 クロネコヤマト前フェンス	7
	656	西原二丁目6番 クロネコヤマト前フェンス	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐南区

投票区名	設置場所			設置数	
祇園第七	660	西原一丁目2番 シェソワ祇園前植込み	661	西原五丁目20番 ザ・パークハウス祇園西側安川緑道植込み	9
	663	西原三丁目16番 アストラムライン祇園新橋北駅東側植込み	664	西原三丁目3番 西原公園フェンス	
	666	西原八丁目40番 アストラムライン西原駅西側植込み	667	西原八丁目31番 ちびっこ広場フェンス	
祇園第八	670	東原三丁目1番 昭和橋北詰交差点東側ガードレール	671	東原三丁目11番 東原中学校正門前ガードパイプ	7
	673	東原三丁目26番 中村宅前歩道植込み	674	東原一丁目16番 16番街区西側フェンス	
	676	東原一丁目5番 東原コミュニティ防災センター北側植込み			
祇園第九	681	山本新町一丁目1番 春日野口バス停前ガードパイプ	682	山本新町二丁目1番 春日野第二公園植込み	9
	684	山本新町四丁目2番 春日野第五公園南側植え込み	685	山本新町四丁目16番 春日野第十一公園南側植え込み	
	687	山本新町三丁目25番 春日野第七公園南側入口	688	山本新町五丁目25番 春日野第四公園西側入口	
沼田第一	800	沼田町大字阿戸3325番地 三本柿バス停南側ガードパイプ	802	沼田町大字阿戸3352番地 新天皇原橋南詰東側ガードパイプ	7
	804	沼田町大字阿戸3722番地 戸山小学校プール前フェンス	805	沼田町大字吉山3番地 J A 戸山支店前ガードレール	
	807	沼田町大字吉山2766番地 市原宅西側ガードレール			
沼田第二	810	沼田町大字吉山915番地 桜ヶ峠口ガードレール	811	沼田町大字吉山1050番地1 八丁橋バス停ガードレール	6
	813	沼田町大字吉山1393番地1 上吉山集会所フェンス	814	沼田町大字吉山1482番地4 戸山車庫バス停前ガードレール	
沼田第三	820	沼田町大字阿戸760番地 阿刀神楽伝承館西側ガードレール	821	沼田町大字阿戸3135番地1 慈光保育園向ガードパイプ	7
	823	沼田町大字阿戸1416番地1 阿戸集会所横ガードレール	824	沼田町大字阿戸1669番地1 下槇原バス停ガードレール	
	826	沼田町大字阿戸2185番地1 中工前			
沼田第四	830	伴西六丁目309番地 矢川ピアノ工房前ガードレール	831	伴西六丁目904番地3 奥畑織城橋上ガードレール	6
	833	伴西五丁目1289番地 和楽荘前ガードパイプ	834	伴西四丁目1213番地 中間田橋ガードレール	
			832	伴西五丁目1126番地 奥畑集会所前フェンス	
			835	伴西四丁目2219番地4 大曲バス停フェンス	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐南区

投票区名	設置場所			設置数	
沼田第五	840	伴北六丁目9784番地 下大下バス停フェンス	841	伴北五丁目2927番地 椎原バス停ガードレール	9
	843	伴中央二丁目12番 榎並宅前県道ガードレール	844	大塚西二丁目22番 コベルコ建機沼田工場前ガードレール	
	846	伴中央四丁目3番 伴保育園フェンス	847	伴中央二丁目5番 伴中央集会所前フェンス	
沼田第六	850	伴東三丁目7番 スポーツセンター入口交差点東側フェンス	851	伴東二丁目9番 アストラムライン伴駅南側フェンス	14
	853	伴東二丁目1番 瀬戸内ハイツ入口交差点南側フェンス	854	伴東一丁目29番 瀬戸内ハイツ下岡宅前ガードレール	
	856	伴東五丁目16番 下向バス停フェンス	857	伴東五丁目30番 下伴バス停フェンス	
	859	伴東四丁目2番 広陵橋北ガードレール	860	伴東三丁目6番 下伴集会所フェンス	
	862	伴北七丁目34番 若葉台中央公園南側入口付近植込み	863	伴北七丁目66番 若葉台北公園南側フェンス	
沼田第七	870	大塚西一丁目26番 大塚集会所フェンス	871	大塚西二丁目3番 J A大塚支店前ガードパイプ	10
	873	大塚西四丁目7番 アストラムライン広域公園前駅東側駐輪場フェンス	874	大塚西一丁目19番 ヒューネット沼田前フェンス	
	876	大塚東二丁目3番 菊田翁功労碑前ガードレール	877	大塚西三丁目3番 大塚公園前ガードレール	
	879	大塚西一丁目41番向かい 公園前フェンス			
沼田第八	880	伴東四丁目18番 安佐南消防署沼田出張所花壇植込み	881	伴東七丁目64番 沼田合同庁舎入口フェンス	9
	883	伴東八丁目14番 沼田大原台公園フェンス	884	伴東八丁目59番 沼田大原台第二公園フェンス	
	886	伴東七丁目59番 アストラムライン大原駅西側フェンス	887	伴東四丁目28番 細坂上バス停北側ガードパイプ	
沼田第九	890	大塚西三丁目3番 Aシティー中央交差点南側	891	大塚西六丁目12番 Aシティープラザ前緑地帯	12
	893	大塚西六丁目3番 大塚中学校グラウンド横	894	大塚西六丁目1番 大塚小学校フェンス前ガードパイプ	
	896	伴南四丁目31番 こころ第一公園	897	伴南一丁目6番 こころ第二公園	
	899	伴南一丁目29番 伴南小学校正門横	900	伴南五丁目35番 こころ第五公園西側フェンス	
計 40投票区				計 308	

参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示板の印刷
(安佐南区)

区画番号欄					令和7年7月 日執行 参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示場	標題欄
9	7	5	3	1	掲示場の維持管理に 関するお問い合わせ先 <input type="text"/>	ポスター 掲示場の 番号欄
10	8	6	4	2	注意事項 ポスターは、立候補の届出の順 位と同じ番号の表示してある区 画にはってください。 この掲示場は、参議院広島県選 出議員選挙の候補者以外の方は 使用できません。 掲示場をこわしたり、ポスター をやぶったりすると罰せられま す。 <input type="checkbox"/>	注意事項欄 グリーンマーク 又はエコマーク (表面に印刷 する場合)

第1 印刷色
緑色（2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ緑色であること。）

第2 文字種
ゴシック文字による横書きで、標題欄、注意事項欄及び区画番号欄を印刷すること。
標題欄、注意事項欄及び区画番号欄の文字の大きさは、区画の大きさとのバランスを考慮すること。
区画番号欄の番号は、算用数字を用い、数字の大きさは、縦100mm、横80mm、文字幅15mmとすること。
なお、線幅は8mmとすること。

第3 その他
印刷部分の月日に変更が生じた場合は、広島市選挙管理委員会の指示に従うこと。
グリーンマーク又はエコマークを表面に表示する場合は、注意事項欄の右下に表示することとし、大きさは幅50mmとすること。

受注者の業務について

受注者の業務は、次のとおりとする。

1 掲示場設置前

- (1) 受注者は、契約後、直ちに担当者の氏名、職名及び連絡先を広島市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）及び区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）に文書で報告すること。
- (2) 受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに「着手届」を市選管に提出すること。
- (3) 掲示場の設置場所等について、設置前に、区選管から「位置図」、「ポスター掲示場設置場所一覧表」及び「ポスター掲示場設置場所付近見取図」を受領するとともに、区選管職員から設置場所及び施行方法等について詳細な指示を受けること。
- (4) 掲示場の設置及び維持管理に従事する者のうち一人は作業責任者（会社社員）とし、作業員の指揮監督を行うこと。
なお、受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに、作業責任者及び主な作業員の住所、氏名、職名及び電話番号を、市選管及び区選管に「作業責任者及び作業員名簿の提出について」により報告すること。
- (5) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、**受託業務実施計画書**を作成し、市選管及び区選管に各1部提出すること。
- (6) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、印刷の版下原稿等（原寸大）を市選管に持参し、市選管職員の指示を受けること。なお、校正は責任校正とする。
- (7) 受注者は、設置前に、掲示板、タルキ等部材一組を区選管に持参し、区選管職員の確認を受けること。その場合手直し等も考えられることから、日程的に余裕を持って確認を受けること。

2 掲示場の設置

- (1) 掲示場は、令和7年6月13日（金）以後設置を開始し、令和7年6月27日（金）までに設置を完了すること。なお、設置開始については、事前に市選管及び区選管に電話連絡し、確認を受けること。
- (2) 設置にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。
- (3) 掲示場の設置開始日から設置完了日までの間、設置が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (4) 掲示場設置完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、補修、移動等の指示があった場合は、区選管が指定する期間内に補修等を行った上で、区選管職員に再度確認を受けること。
- (5) 設置にあたっては次の点に注意するとともに、設置方法等に疑義が生じたときは、直ちに区選管職員の指示を求めること。
 - ① 掲示場設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。
 - ② 設置した掲示場が、歩行者や車両の通行・視界の妨げになっていないこと。
 - ③ ガードレール等へ設置する場合、ガードレール等の裏面側（ガードレールより路肩側）に設置することを原則とする。その際、ガードレール等で掲示板が隠れないよう掲示場の高さを調整すること。なお、裏面側では設置スペースの確保や固定が困難な場合、設置作業に転落の危険を伴う場合（路肩側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているなど）等で交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
 - ④ 掲示場を坂道や窪地等に設置する場合、掲示場の脚を切る又は継ぎ足すなどして、掲示場を

水平にするとともに掲示板の位置を適当な高さ（目線の高さ）にすること。

(6) 標題中の番号欄には、掲示場の番号を油性の黒マジックにより記入すること。

(7) 受注者は、参議院議員通常選挙の日程が確定したら、設置完了日までに日付（和暦）が表記されたシール等を作成し、貼り付けること。なお、日付（和暦）の字体は既にポスター掲示場に印刷されている文字と同じ字体に合わせること。

ただし、ポスター掲示場の作製前に日程が確定している場合は、事前に日付を印字することも可とする。

(8) 受注者は、掲示場の設置完了後「**設置届**」を区選管を経由して市選管に提出すること。また、区選管には、掲示場設置後の掲示場の写真（掲示場の番号順に並べた写真台帳、又は掲示場の番号をファイル名に付した画像データ）を添付して提出すること。

3 掲示場の維持管理

(1) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が原因で第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うこと。

(2) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が風雨やいたずらなどにより破損したときは、直ちに補修すること。

4 掲示場の撤去

(1) 掲示場は、令和7年7月21日（月）から撤去を開始し、令和7年7月25日（金）までに撤去を完了すること。ただし、無投票となった場合は、令和7年7月4日（金）から撤去を開始し、令和7年7月8日（火）までに撤去を完了すること。

(2) 撤去にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。

(3) 掲示場の撤去開始日から撤去完了日までの間、撤去が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。

(4) 掲示場の撤去にあたっては、番線、釘、針金などの切れ端も確実に回収すること。

(5) 掲示場の候補者のポスター等は、有権者の目にふれることのないよう処理すること。

(6) 掲示場撤去完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、掲示場の撤去、設置場所の原状復旧等について指示があった場合は、その内容に従い撤去等やり直した上で、区選管職員に再度確認を受けること。

(7) 業務の施行により生じた廃材等は、受注者の負担により、関係法令を遵守して適正に処分すること。ただし、市又は区の選挙管理委員会事務局職員が指示する物件については、別途指定する箇所に保管すること。

(8) 受注者は、当掲示場の撤去完了後速やかに「**撤去届**」を、区選管を経由して市選管に提出すること。

5 ポスター掲示板のリサイクル

(1) 使用後の掲示板については、リサイクル処理をすること。

(2) リサイクルがされたことが確認できる証明書等を「**完了届**」に添付して市選管に提出すること。

6 その他

(1) 受注者は、掲示場設置時等に、市選管職員又は区選管職員の指示により、粗品を配布すること。

(2) 本業務は、参議院議員通常選挙が7月20日に執行を想定したものであるため、選挙期日の変更が生じた場合は、市選管職員に業務スケジュールを協議の上対応すること。

- (3) 上記1～5の業務について疑義が生じた場合又はこれにより難い事由が生じた場合、受注者は、事前に市選管及び該当の区選管の指示を仰ぎ又は協議の上対応すること。